

市第 119 号議案

地区センターの指定管理者の指定

次のように地区センターの指定管理者を指定する。

平成22年 2 月 16 日提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市上郷地区 センター	栄区上郷町1, 17 3番地の 5	特定非営利活動法人さかえ区 民活動支援協会 理事長 高 山 晋 一	平成22年 4 月 1 日か ら平成23年 3 月 31 日 まで
横浜市豊田地区 センター	同	同	同
横浜市本郷地区 センター	同	同	同
横浜市飯島コミ ュニティハウス	同	同	平成22年 4 月 1 日か ら平成24年 3 月 31 日 まで

提 案 理 由

横浜市上郷地区センター等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）